



目 次

告 示	ページ
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ）の一部改正（漁業管理課）（8・23掲示）	1
○種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課）	1
公 告	
○令和3年度後期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	1
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	4
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	4
○都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県公安委員会告示	
○交通安全活動推進センターの代表者の氏名の変更の届出	5

告 示

高知県告示第752号の2

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和3年8月23日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(5)中「3.0トン」を「10.428トン」に改める。

3の(6)中「0.8トン」を「0.762トン」に改める。

高知県告示第784号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月3日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
---------	-------	-----	-----

等			
11380514309 百合土佐（全和19子高掲1072） 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和3年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和3年9月3日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級、検定職種等
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井（ロータリー式さく井工事業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事業又は改質アスファルトシートトー

チ工法防水工事業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事業）、ガラス施工（ガラス工事業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 三級職種

造園（造園工事業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

(4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和3年12月3日（金）から令和4年2月13日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	18,200円
金属熱処理		

機械加工			プリント配線板製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業		樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	
工場板金			自動販売機調整	自動販売機調整作業		カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業	
めっき			時計修理	時計修理作業		バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業	
仕上げ			油圧装置調整	油圧装置調整作業		ガラス施工	ガラス工事作業	
機械検査			農業機械整備	農業機械整備作業		金属材料試験	機械試験作業 組織試験作業	
電子機器組立て			冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業		塗装	鋼橋塗装作業	
電気機器組立て			帆布製品製造	帆布製品製造作業		広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
半導体製品製造			菓子製造	洋菓子製造作業 和菓子製造作業		舞台機構調整	音響機構調整作業	
自動販売機調整			建築大工	大工工事作業		機械検査	機械検査作業	15,100円（35歳未満の者にあつては、6,100円）
油圧装置調整			かわらぶき	かわらぶき作業		婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
建設機械整備			配管	建築配管作業		和裁	和服製作作業	13,300円（35歳未満の者にあつては、4,300円）
婦人子供服製造			型枠施工	型枠工事作業		機械・プラント製図	機械製図手書き作業 機械製図CAD作業	
プラスチック成形			鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業 鉄筋組立て作業		電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
パン製造			コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業		備考 この表において「35歳未満の者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。 (イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)		
さく井	ロータリー式さく井工事作業	18,200円（35歳未満の者にあつては、9,200円）	防水施工	塩化ビニル系シート防水工事作業 改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業				
工場板金	機械板金作業 数値制御タレットパンチプレス板金作業							
電子回路接続	電子回路接続作業							
電気機器組立て	シーケンス制御作業							
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業							

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	12,100円(35歳未満の者にあつては、3,100円)
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
電気機器組立て	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(35歳未満の者にあつては、2,900円)

和裁	和服製作作業	8,900円(35歳未満の者にあつては、2,900円)
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

備考 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

- エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ令和3年11月26日(金)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
- (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 (ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	令和4年1月30日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日

機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和4年1月23日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 バルコニー施工	令和4年1月30日
舞台機構調整	令和4年2月2日(水)
半導体製品製造 プリント配線板製造 帆布製品製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ 電子回路接続	令和4年2月6日(日)

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
電気機器組立て 内燃機関組立て	令和4年1月23日

配管 型枠施工	
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和4年1月30日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造 プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 広告美術仕上げ	令和4年2月6日

イ 実施場所
別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料
3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ 本人確認書類の写し

(2) 書類の提出先
高知市布師田3992-4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間
令和3年10月4日(月)から同月15日(金)まで(郵送による場合は、令和3年10月15日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(4) 技能検定受検申請書の交付
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等
手数料は、申請書に添えて納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和4年3月11日(金)に高知県立高知高等技術学校のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付
特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他
この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、北川土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出出があった。
令和3年9月3日

役名	氏名	住 所	高知県知事 濱田 省司
(退任)			
理事	山本 喜三	安芸郡北川村長山110番地イ	
〃	西岡 啓	〃 〃 加茂39番地3	
〃	池田 一平	〃 〃 〃 314番地	
〃	山嶋 丈	〃 〃 野友乙114番地	
〃	田中查都志	〃 〃 〃 239番地	
〃	高橋 庸夫	〃 〃 〃 334番地	
〃	和田 一実	〃 〃 長山372番地	
〃	濱渦 豊一	〃 〃 柏木274番地	
〃	和田 彰裕	〃 〃 長山568番地3	
監事	大寺 武久	〃 〃 加茂317番地	
〃	和田 拓司	〃 〃 長山543番地	
(就任)			
理事	山本 喜三	安芸郡北川村長山110番地イ	

〃	西岡 啓	〃 〃 加茂39番地3	
〃	池田 一平	〃 〃 〃 314番地	
〃	山嶋 丈	〃 〃 野友乙114番地	
〃	田中查都志	〃 〃 〃 239番地	
〃	高橋 庸夫	〃 〃 〃 334番地	
〃	和田 一実	〃 〃 長山372番地	
〃	濱渦 豊一	〃 〃 柏木274番地	
〃	和田 彰裕	〃 〃 長山568番地3	
監事	社城 光隆	〃 〃 加茂271番地1	
〃	和田 拓司	〃 〃 長山543番地	
〃	井津 信廣	〃 〃 野友甲182番地	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北川土地改良区の定款の変更を令和3年8月23日に認可した。
なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。
令和3年9月3日
高知県知事 濱田 省司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。
令和3年9月3日
高知県知事 濱田 省司

- 都市計画の種類
宿毛都市計画道路(1・5・1号宿毛中央線及び1・6・2号宿毛新港インター線)
- 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
宿毛市和田字カラコヲグチ並びに字音ヶ谷、字音ヶ谷山、字唐河谷山、字箕腰谷、字カヤ刈場、字東小峠、字小峠山、字西小峠、字船ヶ谷、字松ノ木山、字隠レ館口、字生養院、字蔭平山、字北脇屋敷、字土居屋敷、字村岡屋敷、字竹ノ後口及び字水越しの各一部
宿毛市二ノ宮字宮ノハナ、字中スカ、字平井下、字大車田、字平井上、字堂面、字谷口、字ワラビ尾、字瀧ノ下、字坂本及

び字庚申ノ尾山の各一部

宿毛市宿毛字金毘羅山、字ミヨマスノタニ、字本毛谷、字西本城山、字姥ヶ谷、字タコヲチヒラ、字石神谷山、字石神谷セイ元、字大谷山、字願成寺山、字願成寺、字貝塚山及び字藤ノ尾の各一部

宿毛市貝塚の一部

宿毛市錦字ヤキヤ谷並びに字兵庫岩、字カナツキ松、字栗木ノ山、字池ノ谷、字大澤山、字次郎杖、字井流ノ谷、字小越山、字小越、字姫錦、字小錦山、字小串山、字宮ノ前、字新城、字走り下山及び字松ヶ左孤山の各一部

宿毛市小深浦字走り下り山、字小越、字太刀打場山、字鳥坂山、字箕ノ腰山、字中谷口、字寺ノ後、字福蔵寺山、字岡ノ下、字長畑、字沖田、字西又山及び字城山の各一部

宿毛市大深浦字古屋場山、字古屋場、字ツンボウ、字横田、字井流ノ内、字佛ノ峠、字内門山、字南正龍山、字西正龍山、字小田ノ谷山、字古城山、字イノキサコ、字日引山、字音地ノ前、字音地、字久蔵上山、字夏山、字弘畑越山、字本佛山及び字スス王山の各一部

宿毛市樺字夏山、字夏山ノ谷、字杉山ノ谷、字深谷、字皿谷、字新林、字石橋ノ下、字庚申平、字松ヶサコ、字三本松、字柿本、字マガリサコ、字カキノ内、字カキノ内山、字新崎山、字上屋式山、字金山、字聖神田、字コヤヶ谷、字北平山、字ワリ田、字丸田、字地蔵ノ尾、字道ノ表、字切タヲ山、字向フ畑、字橋ノ下、字ツエノ谷、字大樺口及び字濱ノ下の各一部

宿毛市字須々木字ヨチ畑山、字東北平、字岩水畑、字栗ノ木谷、字鹿ノ角、字車瀬、字野中ノ谷、字下リサコ、字大サコ及び字西北平の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木都市計画課及び宿毛市都市建設課

4 縦覧期間

令和3年9月3日から同月17日まで

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月3日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第12号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6 南国警察署の表南国警察署日章駐在所の項中

「蔵福寺島」を「蔵福寺島 日章あけぼの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第15号

平成10年3月高知県公安委員会告示第3号（交通安全活動推進センターの名称等）で告示した事項について、高知県交通安全活動推進センターの指定を受けている一般社団法人高知県交通安全協会から交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月3日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

1 変更事項

代表者の氏名

2 変更内容

(変更前) 山中 忠夫

(変更後) 松村 純爾

3 変更年月日

令和3年6月22日